

## 本宮市農業委員会 平成30年4月総会 議事録

1. 開催日時 平成30年4月23日(月)午後3時30分

2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤 孝昭	2番	渡辺 喜一	3番	渡邊 謙輔
4番	國分 政利	5番	遠藤 政幸	6番	國分 新司
7番	渡邊 孝一	8番	渡邊 平二	9番	伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番	石橋 広基	2番	遠藤栄太郎	3番	遠藤 俊雄
4番	遠藤 秀男	5番	國分 隆一		
7番	三瓶 和彦	8番	三瓶 修藏	9番	鍋島 正則
10番	根本 市徳	11番	渡邊 善幸	12番	渡邊 利一

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 6番 佐藤 一徳

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会4月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員6番佐藤一徳委員です。開会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会4月定例会を開会いたします。

事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事を進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。1番佐藤孝昭委員、2番渡辺喜一委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

国分新司委員 議長

会長伊藤 隆一 6番国分新司委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました、国分新司です。今回は、渡辺謙輔委員、遠藤栄太郎委員、佐藤一徳委員で調査を実施しました。去る4月12日(木)、午後1時00分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第24号農地の転用のための権利移動制限について農地法第5条第1項の規定に基づくもので、主なものとしては、一般住宅及び事務所等への転用です。議案第25号現況確認証明願いにつきましては、件番1と件番3については、保全管理での農地への復旧が十分可能であり、山林等への非農

地とは認められないと判断致しました。よって、不受理扱いとし、議案書より削除願います。また、件番2は、非農地と判断致しました。申請場所は、いずれも土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われま。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 3月定例会での許可についての報告と続いて、報告第3号農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告を事務局より報告いたさせます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 3月定例会許可分は、3月23日付で、許可指令証を交付いたしました。尚、\*\*\*\*\*の駐車場及び調整池敷地拡張による転用は、都市計画法に基づく開発許可との兼ね合いから3月30日付けでの許可となりました。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第23号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。最初に、件番1番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊孝一委員 議長

会長伊藤 隆一 7番渡邊孝一委員

渡邊孝一委員 議案第23号件番1について、4月8日に現地調査及び申請内容の確認を国分隆一委員と致しました。件番1については、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員国分隆一委員は補足説明はありますか。

国分隆一委員 農業委員渡邊孝一委員の説明とおりで。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第23号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第23号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1番は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、件番2番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長  
 会長伊藤 隆一 局長  
 事務局長 (事務局朗読・説明)  
 会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。  
 渡辺平二委員 議長  
 会長伊藤 隆一 8番渡辺平二委員  
 渡辺平二委員 議案第23号件番2について、4月8日に現地調査及び申請内容の確認を石橋廣基委員と致しました。件番2については、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番2につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員石橋廣基委員は補足説明はありますか。  
 石橋廣基委員 農業委員渡辺平二委員の説明とおりで。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第15号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項の規定に基づく、件番2番は許可とすることに異議ありませんか。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第15号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項に基づく、件番2番は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、件番3番・4番については関連があることから一括審議してよろしいか伺います。  
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長  
 会長伊藤 隆一 事務局長  
 事務局長 (事務局朗読・説明)  
 会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。  
 渡辺平二委員 議長  
 会長伊藤 隆一 8番渡辺平二委員  
 渡辺平二委員 議案第23号件番3と件番4について、4月8日に現地調査及び申請内容の確認を石橋廣基委員と致しました。件番3と件番4については、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番3と件番4につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員石橋廣基委員は補足説明はありますか。  
 石橋廣基委員 農業委員渡辺平二委員の説明とおりで。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 15 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 番並びに件番 4 は許可とすることに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 15 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 番並びに件番 4 は許可とすることに決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に、議案第 24 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。最初に、件番 1 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。
- 次に、件番 2 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。
- 次に、件番 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長  
会長伊藤 隆一 事務局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
会長伊藤 隆一 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。  
次に、件番 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長  
会長伊藤 隆一 事務局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
会長伊藤 隆一 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。  
次に、件番 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長  
会長伊藤 隆一 事務局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
会長伊藤 隆一 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。

- 次に、件番 6 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長  
会長伊藤 隆一 事務局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
会長伊藤 隆一 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。  
次に、件番 7 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長  
会長伊藤 隆一 事務局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
会長伊藤 隆一 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に、議案第 25 号現況確認証明願いについてを上程いたします。会議の冒頭に報告を受けましたとおり、件番 1 と件番 3 については、保全管理での農地への復旧が十分可能であり、山林等への非農地とは認められないと判断したことから、申請は、不受理扱いとし、議案書より削除となりましたので、件番 2 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長  
会長伊藤 隆一 事務局長  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 25 号現況確認証明願いについて件番 2 は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 25 号現況確認証明願いについて件番 2 は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 26 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長  
(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 再設定番号 1 番から 10 番までの 10 件と、新規設定番号 10 番を除く、1 番から 9 番までの 9 件の議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 26 号農用地利用集積計画の決定について再設定番号 1 番から 10 番までの 10 件、新規設定の番号 10 番を除く 1 番から 9 番までの 9 件について、本宮市長より送付された計画案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 26 号農用地利用集積計画の決定について再設定番号 1 番から 10 番までの 10 件、新規設定の番号 10 番を除く、1 番から 9 番までの 9 件について、本宮市長より送付された計画案のとおり決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、新規設定番号 10 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、私 9 番伊藤隆一委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を致します。

会長伊藤 隆一 暫時、休議します。  
(休議中)  
(9 番伊藤隆一委員退席)

会長職務代理者 それでは再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長職務代理者 事務局長  
(事務局朗読・説明)

会長職務代理者 新規設定 10 番の議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長職務代理者 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長職務代理者 異議なしと認め、採決を行います。

会長職務代理者 議案第 26 号農用地利用集積計画の決定について新規設定の番号 10 番議案は、本宮市長より送付された計画案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長職務代理者 異議なしと認め、議案第 26 号農用地利用集積計画の決定について新規設定の番号 10 番議案は、本宮市長より送付された計画案のとおり決定いたしました。9 番伊藤隆一委員の復席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

会長伊藤 隆一 (9 番伊藤隆一委員着席) それでは再開します。

会長伊藤 隆一 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 4 月の定例会を終了いたします。

平成 30 年 4 月 23 日

(閉会午後 4 時 8 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

---

議席 1 番委員 佐藤 孝昭

---

議席 2 番委員 渡辺 喜一

---